決算･確定申告 個別相談会 のご案内

～ 所得税･消費税等の決算･確定申告、ｅ－Tax ～

当所では、確定申告期の事業主の皆様の決算・申告につき、税の専門家である税理士による個別相談会を開催します。ご希望の方は、下記の通りにてお申し込み下さい。

※ なお、当所でのご相談（但し、顧問税理士のいる方は除く）の期間は、原則**3月8日(水)までの平日**とし、申込先着順につき、特に 3 月は大変混み合い、第２週目となりますと、ご希望に応じかねることがありますので、当所にてご相談をご希望の方は、事前にご連絡のうえ、ご準備が整い次第、下記の必要書類をご持参頂き、お早目にお越し下さい。

【時　間】　午前１０時００分～午後３時００分（終日：但し、正午～午後１時を除く）

【日　程】　◇亀 山 会 場（亀山商工会館：亀山市東御幸町３９-８）

2月	６日(月)	13 日(月)	16 日(木)	17 日(金)	21 日(火)
	22 日(水)	24 日(金)	27 日(月)	28 日(火)	
3月	３日(金)	７日(火)	８日(水)		

◇関支所会場（亀山商工会議所 関支所：亀山市関町新所６６４）

２月20日(月)	３月６日(月)

※なお、他の日時においても個別相談会を開催する場合があります。
詳しくは電話でお問合せください。

【相談員】　東海税理士会 鈴鹿支部 税理士

【準備物】　決算書、確定申告書、その他必要書類(源泉徴収票・控除証明書等)、印鑑

【申　込】　各前日迄に当所（ TEL ８２-１３３１・FAX ８２-８９８７）へ
ＦＡＸ等にてお申込下さい。

重 要　＜平成 28 年度の確定申告に関する申告書等の取り扱いについて＞

マイナンバー制度の適正な運用のため、個人番号が記載されている税務関係書類等については当所職員の取り扱いができなくなりました。当所職員に申告に関する相談をご希望の方は、申告書等に個人番号を記載されないようご注意下さい。

それに併せて平成 28 年分からの確定申告書等の提出のために、当所が申告書等をお預かりすることができなくなりました。

その対応として、相談から提出までをご希望の方は、当個別相談会にて申告書を提出頂くことができますので、**提出をご希望の方は下記の①及び②の書類を必ずご準備下さい。**

①個人番号カード(裏面)または個人番号通知カードの写し

②個人番号カード(表面)または身分証明書(免許証等の顔写真の確認ができるもの)の写し

亀 山 商 工 会 議 所　行（FAX ８２－8987）

「決算･確定申告 個別相談会」申込書

住　　所		TEL	（　　）
事 業 所 名		Fax	（　　）
相談者氏名		希望日時	月　日（　） 時　分～　時　分

※ご記入いただきました個人情報につきましては、当講座の開催目的以外には一切使用いたしません。